第14号様式（第５条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 選挙運動用ポスター作成証明書  　長万部町議会議員及び長万部町長選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第５条の規定により下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。  年　　月　　日  年　　月　　日執行  選挙  候補者　氏名　　　　　　　　　　　　　㊞  記   |  |  | | --- | --- | | ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  | | 作　成　枚　数 | 枚 | | 作　成　金　額 | 円 | | 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数 | か所 |   備考　１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）ごとに別々に作成し、選挙運動用ポスター作成公費負担請求書（以下「請求書」という。）の用紙とともに候補者からポスター作成業者に提出してください。  　　　２　ポスター作成業者が長万部町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。  　　　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、長万部町に支払を請求することはできません。  　　　４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる限度枚数、単価限度額及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。  　　　　　⑴　限度枚数  　　　　　　　当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に2を乗じた数  　　　　　⑵　単価限度額  　　　　　　　（541円31銭×ポスター掲示場数＋35,000円）÷ポスター掲示場数  　　　　　　　※1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。  　　　　　⑶　公費負担の限度額  　　　　　　　限度枚数×単価限度額＝公費負担の限度額 |